平成２３年（フ）第２０７６号
埼玉県蕨市北町１丁目19番20号　Ｔ＆Ｓ司ハイム蕨106号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目21番17号　モジュール・ハイツ303号
債務者　村上　敏博
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
茨城県ひたちなか市平磯町６番地１
債務者　関　　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６７号
金沢市白菊町14番10号、従前の住所金沢市若松町南42番地
債務者　鷹合　　司
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２６号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津131番地５
債務者　高森　啓仁
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目１番14号　嘉家ＲＯＣＣＡ―Ｇ
債務者　今村　寛子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下哲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１３３号
石川県加賀市大聖寺敷地ヲの71番地の２
債務者　北出　弘紀
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６８９号
埼玉県草加市谷塚町1363番地１　リレント谷塚302号
債務者　本島　義和
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　文博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６２８号
名古屋市中区栄５丁目26番13号　エルグランデ栄502号
債務者　山口　卓三
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　幸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２３号
埼玉県上尾市中妻５丁目22番地６　グリーンコーポＢ―111
債務者　高須賀兼吾
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０５２号
仙台市若林区一本杉町22番８号　ヴィレッチグリーンＡ―202
債務者　高橋　信雄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６５号
宮城県亘理郡山元町坂元字中山甲63番地
債務者　岡元　義城
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
仙台市泉区南光台６丁目９番11号
債務者　金田とみ子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８１号
仙台市太白区袋原６丁目９番33号
債務者　太田　芳治
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７１号
仙台市泉区将監５丁目１番20―41号
債務者　新保　浪子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７６号
仙台市宮城野区田子１丁目25番３―403号
債務者　片山　美代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８８号
仙台市青葉区落合４丁目６番10―201号
債務者　増川　　登
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
福島市野田町字竹ノ内11番地の４　エンゼルハイツ102号、従前の住所福島市野田町字街道北16番地の８　レオパレスセブンヒルズⅣ206号
債務者　荒木　　治
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所